

保護者 様

令和3年12月23日

神 埼 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 末 次 利 明  
神 埼 市 立 神 埼 小 学 校  
校 長 庄 嶋 巖

冬季休業中の感染症対策のご協力のおねがい

寒気の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神埼市および本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、12月25日（土）から17日間の冬季休業となります。この冬季休業期間中、クリスマスや正月といった行事があり、児童・生徒は多くの方々とふれあう機会があると思います。現在、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は小康状態にありますが、新たな変異株が国内でも確認されるなど、まだ終息しているとは言えません。そこで、冬季休業期間中におきましても、下記の対応について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

(1) 毎日、家庭での健康観察をお願いします。

・毎日、家庭で検温をしていただき、児童・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、外出を控え、医療機関を受診してください。

(2) 「3つの密」を避けるようお願いします。

・市内だけではなく、県内外の感染状況を把握するとともに、感染のリスクが高い場所への往来は避けるようにしてください。（人ごみの多い場所は避ける。）

(3) 外出する際は、マスク着用をお願いします。

・新型コロナウイルス感染症予防だけでなく、季節性インフルエンザの予防にもつながると考えます。なお、感染のリスクが低い状況ではマスクを外すことも必要です。

(4) 外出から帰宅した際は、手洗いとうがいの徹底をお願いします。

・外出中でも、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、トイレのあと、共通の物に触れたあと等は手洗い・手指消毒をしてください。

(5) 自宅でも、こまめな換気をお願いします。

・気温が低いいため、窓を閉めて、暖房器具等を稼働させることが多くなると思いますが、こまめな空気の入れ換えを心がけてください。

2 感染が疑われる、または感染が判明したときの対応

以下の(1)～(4)の場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。なお、きょうだいが小学校や中学校に在籍されている場合は、どちらの学校にもご連絡をお願いします。

(1) 児童・生徒や同居家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合。

(2) 児童・生徒や同居家族が、保健福祉事務所や医療機関の判断により、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査など）を受けるようになった場合。

(3) 児童・生徒や同居家族が濃厚接触者に特定された場合。

(4) 児童・生徒や同居家族に発熱等の風邪の症状が見られる等、感染が疑われる場合。

3 連絡先

・平日（8時～17時）・・・神埼小学校（TEL 0952-52-4175）

・平日（17時～翌日8時）・・・神埼市教育委員会学校教育課（TEL 0952-37-3592）

なお、土・日曜日と12月29日（水）～1月3日（月）は、神埼市教育委員会へご連絡ください。